

発行所
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
京都地方労働組合総評議会（京都総評）
電話 075 (801) 2308 FAX 075 (812) 4149
E-mail sohyo@labor.or.jp URL http://www.labor.or.jp/sohyo/
〈発行責任者〉 吉岡 徹 〈編集責任者〉 吉岡 勝

京都労働相談センター
電話 0120-378-060 E-mail scent@labor.or.jp

京都総評

京都地方労働組合総評議会：発行

労働法制規制緩和問題 特集号

〈学習資料〉

(8月20日付京都総評機関紙200号より再掲)

働くルールを破壊!

労働法制の大改悪を許さず

安倍政権の「成長戦略」

安倍政権が「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざすとし、労働者の働くルールを破壊することを大々的に進めようとしています。こんなことは絶対許すわけには

いきません。

どのような労働法制の改悪を進めようとしているのか、中村和雄弁護士に寄稿いただきました。

安倍政権の

「あべこべ」労働規制緩和

自由法曹団京都支部幹事長
弁護士

中村 和雄さん

安倍政権の労働規制緩和とは

安倍政権は、成長戦略の柱として昨年6月に「日本再興戦略」とそれを受けた「規制改革実施計画」を閣議決定した。「日本再興戦略」においては、産業競争力会議や規制改革会議等の答申を基に、我が国の経済を再生するに当たっての障害

要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠であるとして、労働分野における様々な規制改革・規制緩和が提言されている。経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であると言いつつ、「多様な働き方の実現」のためとして、多様な正社員モ

デルの普及、労働時間法の見直し、労働者派遣制度の見直し等が検討対象とされている。規制改革実施計画においても、人口減少が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高めるものとして、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、企画業務型裁量

労働制等の見直し、有料職業紹介事業の規制改革、労働者派遣制度の見直しが個別措置事項とされている。

新しい労働時間制度

政府の産業競争力会議雇用・人材分科会（主査長谷川閑史）は、本年4月22日と5月28日に、それぞれ「個人と企業の成長のための新たな働き方」と「個人と企業の持続的成長のための働き方改革」を発表し、「新しい労働時間制度」の導入を提案した。

これを受けて、政府は6月11日労働時間法制の見直しに関する関係閣僚会議を開き、労働時間に関係なく成果に応じて賃金を支払う新制度の導入を決めた。

適用対象者は、「職務が明確で高い能力を有する労働者で、少なくとも年収1000万円以上の労働者」を対象とするとしている。

政府の「新しい労働時間制度」は、「労働時間と報酬のリンクを切り離し、」実際に働いた時間

労働法規制緩和の具体的内容

派遣法改悪

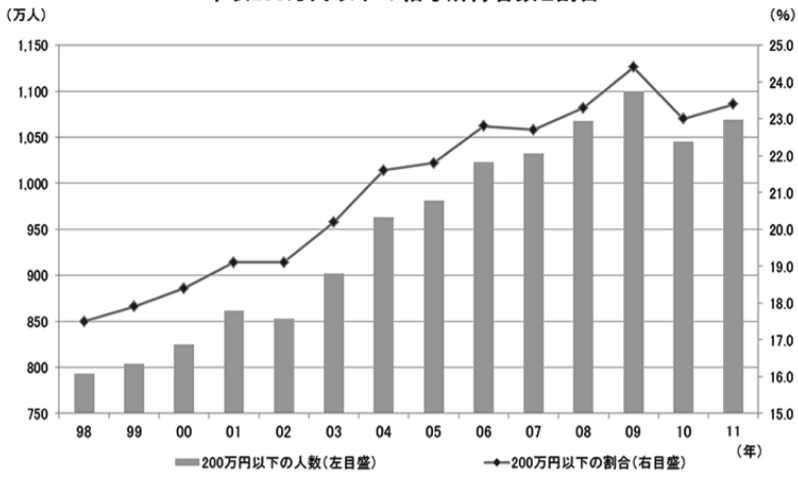
労働者派遣については、これまで当然の原則とされていた「派遣労働

は臨時的・一時的な業務に限定し、恒常的な業務については正規労働者に担わせるべきである」とする「常用代替防止の原則」を放棄し、派遣労働の全

面解禁を打ち出している。政府は、企業が派遣労働を永続的に使いつけることを認めた派遣法改正案が3月11日に国会に提出した。

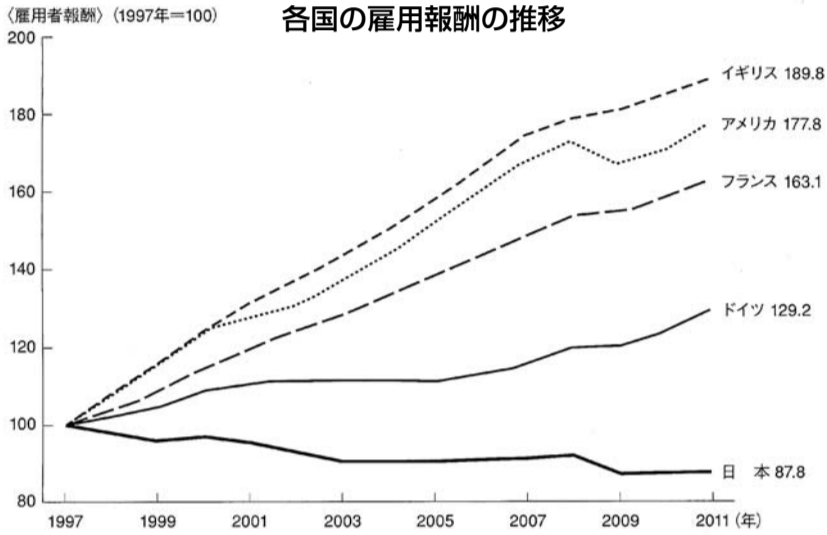
ワーキングプア7年連続1,000万人超

年収200万円以下の給与所得者数と割合



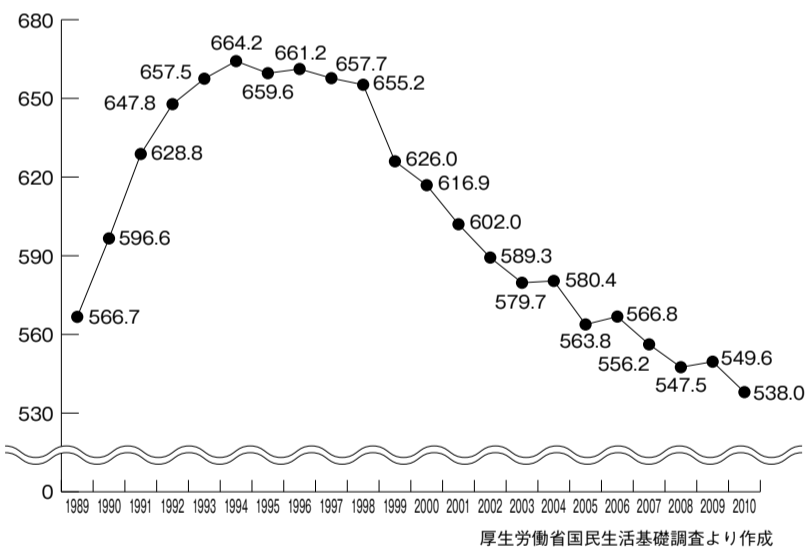
参考:国税庁「民間給与実態統計調査-調査結果報告-」

日本の労働者だけが賃金低下 各国の雇用報酬の推移



資料:OECDデータベースより。日本は「国民経済計算年報」より。

1世帯当たり平均所得金額(万円)



厚生労働省国民生活基礎調査より作成

民間給与実態統計調査によれば、年収200万円以下の給与所得者は2006年以来6年連続で1000万人を超えており、給与所得者全体の平均年収はピークの1997年(463万円)より54万円も少ない409万円に減少している。他方では、男性の正社員を中心に長時間労働が蔓



延び、過労死や過労によって心身に故障を来す事例も後を絶たない。総務省の労働力調査によれば、週60時間以上働いている労働者は全体の約1割で、男性に限ると14%に達している。総務省の社会生活基本調査(2006年)によれば男性正社員の週平均労働時間は52・5時間(年間2730時間)にもなっている。

有期労働契約の無期転換ルールの特例法案

5年を超えて無期雇用に関する特別措置法案」が通常国会に提出され、衆議院は通過した

と関係なく成果に応じた賃金のみを支払うことを基本とすると説明しており、新制度の対象労働者には法定労働時間を超える労働(残業)と賃金との関係を切離し、現行の労働基準法が定める法定労働時間の規制の適用を全面的に排除する内容になっている。

この「新しい労働時間制度」はこれから労政審で議論され、来年の通常国会に法案として提出予定であり、警戒と対策が必要である。

限定正社員制度

ものの、参議院では可決に至らず、継続審議となった。これも臨時国会での攻防になる。

地域・職種限定正社員制度の普及促進について、政府は積極的な宣伝活動を展開している。働く場所や働く業務内容が特定されることは一般には好ましいことである。

解雇の金銭解決制度

解雇の金銭解決制度の導入についても提案されている。裁判で解雇が無

ハローワークの民間開放

ハローワークの求人情報の民間開放はすでに実施されているところであるが、さらに求職情報の

民間開放が実施されつつある。民間人材ビジネス会社

日本の現状とたたかひの方向

「世界一」であることは明らかである。労働法の規制緩和を実現することによって、使用者にとって最も都合な雇用環境を作り上げようというのが目的である。

使用者にとって都合の良い働き方は、労働者にとってはきわめて不利益な働き方である。わが国では労働者の賃金は1997年をピークに毎年減り続けている。また、貧困問題が深刻化しているが、その大きな原因の一つとして非正規労働の拡大など雇用の崩壊の問題がある。総務省の労働力調査によれば、非正規雇用の割合は2012年平均で35・8%と過去最高となっている。

いまこそ、労働法の規制を強化して労働者にとって良好な雇用環境を確立することが必要である。安倍政権はまったく逆の方向に舵を切っている。安倍政権の雇用改革は「あべこべ」です。憲法擁護、脱原発、社会保障制度の充実など、広範な人々と共同してこの秋の安倍政権打倒の闘いを大きく掲げていきましょう。